

掛川市規則第 1 号

掛川市公民館条例施行規則をここに制定する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市公民館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市公民館条例（平成17年掛川市条例第156号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合には、休館日に開館し、又は休館日以外の日休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月28日から翌年の1月4日まで

(使用許可の申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定により公民館の使用許可を受けようとする者は、掛川市公民館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日前2月から7日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定は、申請書の記載事項の変更について準用する。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請を許可したときは、掛川市公民館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の公民館使用許可書を携帯し、公民館職員の求めがあったときは、提示しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 市内に住所を有する小学校児童及び中学校生徒並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動、クラブ活動その他学校の行事として使用する場合 使用料の全額

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が別に定める額  
(減免の手続)

第7条 使用料の減免を受けようとする者は、掛川市公民館使用料減免申請書(様式第3号)を使用しようとする日前7日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、掛川市公民館使用料減免決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用料還付の申請)

第8条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、掛川市公民館使用料還付申請書(様式第5号)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用許可の変更等の手続)

第9条 条例第5条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、使用日前7日までに掛川市公民館使用許可変更(取消)申請書(様式第6号)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、審査を行い、変更又は取消しの可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、掛川市公民館使用許可変更(取消)決定通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(き損亡失等の届出)

第10条 使用者は、公民館の建物、設備又は備付物件をき損し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、公民館の使用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。条例第7条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により公民館の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第14条 公民館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売又は展示をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずにはり紙等を掲示しないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 使用後は、茶器等を所定の場所に返し、室内の清掃をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理上必要な指示に従うこと。

(公民館運営審議会)

第15条 条例第12条第1項の公民館運営審議会(以下「審議会」という。)のそれぞれに会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。
- 5 審議会の会議は、会長が招集する。
- 6 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

掛川市公民館使用許可申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

電話番号

掛川市公民館条例第5条第1項の規定により公民館の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用施設 使用場所	使用日時	使用予定 人員	施設使用料	冷暖房使用料 その他特殊器 具等使用料	使用料計
		人	円	円	円
合 計					
使用内容 使用区分 使用目的 1 社会教育活動 2 その他				領 収 年 月 日	
備考					

掛 川 市 公 民 館 使 用 許 可 書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長



年 月 日付けで申請のあった公民館の使用について、次のとおり許可します。

使 用 施 設 所	使 用 日 時	使 用 子 定 員	施 設 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料 そ の 他 特 殊 器 具 等 使 用 料	使 用 料 計
		人	円	円	円
合 計					
使用内容				領 収 日 付 印	
使用条件	1 掛川市公民館条例、掛川市公民館条例施行規則及び職員の指示を守ってください。 2 使用後の整理及び原状回復は、すべて使用者が行ってください。				
備 考	1 本書をもって領収書に代えます。 2 領収書のないものは、無効です。 3 使用の際は、本書を携帯してください。				
そ の 他					

掛川市公民館使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所 { 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地  
氏 名 { 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名  
電話番号

次のとおり掛川市公民館の使用料の減免を受けたいので、申請します。

使用の目的			
使用施設の名称		使用人員	人
使用年月日	年 月 日 ( )		
使用時間	時 分から 時 分まで		
申請年月日 ※	年 月 日	決定年月日 ※	年 月 日
規定使用料 ※	円		
減 免 額 ※	円		
差引納付額 ※	円		
減免申請の理由			

（注）※印の欄は、記入しないでください。

掛川市公民館使用料減免決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長



年 月 日付けで申請のあった掛川市公民館使用料の減免について、次のとおり通知します。

使用の目的			
使用施設の名称		使用人員	人
使用年月日	年 月 日（ ）		
使用時間	時 分から 時 分まで		
申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
規定使用料	円		
減免額	円		
差引納付額	円		
減額又は免除の条件			

掛川市公民館使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

次のとおり使用料の還付を受けたいので、使用許可書を添えて申請します。

使用の目的			
使用施設の名称			
使用年月日	年 月 日（ ）		
使用時間	時 分から 時 分まで		
申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
既納使用料	円		
還付金額※	円		
還付を受けようとする理由			

（注）※印の欄は、記入しないでください。

掛川市公民館使用許可変更（取消）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所（法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地）  
氏 名（法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名）  
電話番号

掛川市公民館の使用許可事項について変更（取消し）をしたいので、掛川市公民館条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日		
申請内容	1 変更	2 一部取消し	3 全部取消し
変更事項	変更前		
	変更後		
一部取消事項	取消前		
	取消後		
理由			

（注）使用の全部について取り消す場合は、変更事項の欄又は一部取消事項の欄については、記入は不要です。

掛川市公民館使用許可変更（取消）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長



年 月 日付けで申請のあった使用許可事項の変更（取消し）について、次のとおり許可（不許可）の決定をしましたので、掛川市公民館条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。

許可年月日	年 月 日		
申請内容	1 変更	2 一部取消し	3 全部取消し
変更事項	変更前		
	変更後		
一部取消事項	取消前		
	取消後		
許可の条件			
不許可の理由			